

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
<p>目的</p> <p>近年、自然災害が多く発生し、中小企業・小規模事業者の事業活動の継続に支障をきたす事態が生じている。これらを踏まえ、小規模事業者の自然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援するため、令和元年7月に中小企業等経営強化法（中小企業強靭化法）の一部が改正されたことを受け、商工会、商工会議所が市町村と共同で小規模事業者の事業継続力強化のための取組に対する支援を行うこととなった。これに伴い、当所及び当会と当市が共同して本計画を作成するものである。</p> <p>I 現状 ※（参考資料 下関市業務継続計画、下関市地域防災計画）</p> <p>(1) 地域の災害リスク</p> <p>①風による被害</p> <p>当市での風の被害は、主に台風や季節風によるものであるが、最近では特に台風によるものが多い。</p> <p>台風が強い勢力を保ったまま九州の西海上を北上し、対馬海峡を通過したときや長崎に上陸した後北東に進んだ場合には、当市でも大きな災害が発生している。昭和17年の周防灘台風や平成3年の台風第19号、平成16年の第18号等がこれにあたる。</p> <p>その他、日本海に面する豊浦・豊北地区では、冬期における季節風や低気圧の発達で海岸部での被害が発生している。</p> <p>②雨による被害</p> <p>雨による被害は、台風と梅雨前線によるものが多い。災害の推移をみると、近年は台風によるものが減少し、梅雨前線によるものが増加している傾向にある。集中豪雨は、活動が活発な前線が山口県付近で東西に停滞したときに起こるもので、この場合、前線に向かって九州西海上や豊後水道から暖かく湿った空気が流入していることが多いのでこのような状況のときは注意を要する。</p> <p>当市では、1時間雨量が30mm、3時間雨量が50mm、24時間雨量が100mmを超えると、何らかの形で被害が出始めるのが通例である。記録に残る過去の豪雨で、日雨量の最も多かったのは明治37年6月25日336.7mmで、次いで、昭和28年6月28日の265.7mmである。前者は、6月24日から26日までの3日間の総雨量が459.0mmに、後者は、6月25日から28日までの4日間の総雨量が528.9mmに達した。</p> <p>近年では、平成21年7月中国・九州北部豪雨や平成22年7月山口県豪雨により、河川の氾濫（平成21年木屋川：豊田地区、栗野川：豊北地区（田耕、栗野）、平成22年木屋川：豊田町、菊川町）、山崩れ、がけ崩れ等の大きな被害が発生している。</p> <p>③高潮による被害</p> <p>台風が強い勢力を保ったまま上記①で示した経路を進んだ場合には、猛烈な東ないし南よりの風により瀬戸内海や豊後水道から海水が吹き寄せられ、高潮による災害が起りやすくなる。さらに、高潮が満潮時に重なると潮位は著しく高くなる。</p> <p>過去最も大きな被害をもたらした高潮は、昭和17年8月27、28日の周防灘台風に伴うもので、長府、王司、清末、小月、王喜方面の瀬戸内海沿岸に甚大な被災をもたらし、小月においては平常の満潮時より4mも潮位が高くなった。</p> <p>最近の例では平成11年9月24日の台風第18号があり、台風の接近と大潮の満潮が重なり、山口県の瀬戸内海沿岸で広く高潮による家屋浸水等の多大な被害が生じた。当時の下関市を含む4市4町に災害救助法が適用された。</p>

④津波による被害

山口県に影響する津波には、周防灘で起こる活断層型地震によるもの、安芸灘周辺や南海トラフで起こる海溝型の地震によるもの、日本海で起こる両タイプの地震によるものがある。

1983年の日本海中部地震で発生した津波により、山口県で9隻の船舶に被害が出たことが記録として残されているが、これ以上に大きな津波が発生したという記録は見られない。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により甚大な被害をもたらしたことを受け、政府中央防災会議の下に設置された「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の提言では、今後、地震・津波の想定を行うに当たっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきとされたところである。

南海トラフを震源とする地震は、21世紀前半に起こる可能性が高いと言われており、さらにその震源域の広がり方の多様性から内閣府に平成23年8月設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、科学的知見に基づき、想定すべき最大クラスの地震・津波の検討が進められ、津波断層モデルの地震の規模（マグニチュード）は、9.1が推定されるとともに、平成24年8月に第二次報告において、四国沖～九州沖に大（超大）すべり域を設定したケースでは、当市における津波高（10mメッシュ）は、最大4m（満潮時）及び浸水域等の推計結果が示された。今後、発生頻度の高い津波への備えを万全にするとともに、こうした検討状況を十分に踏まえ、南海トラフ沿いで起きる最大クラスの津波に対し、十分に配慮した備えへの強化が必要である。

⑤地震による被害

本市では歴史的に見て、死者が生じたというような大きな被害や地震の発生に関する資料は存在しない。ただし、明治38（1905）年には震度Vの地震を記録しており、2000年以降においても震度3以上の地震が17回発生している。

文部科学省が所管する地震調査研究推進本部が、平成28年7月（令和2年5月25日訂正）に公表した「中国地域の活断層の長期評価」によれば、山口県を含む中国地域全域で今後30年以内にマグニチュード6.8以上の地震が発生する確率は50%、又、当市を含む中国地域の西部区域では14～20%となっている。

なお、当市に分布する菊川断層帯の長期評価が見直され、従来公表されていた神田岬北西方の沖合から菊川地区を通り吉田地区に至る長さ約43kmが中部区間と呼称され、新たに響灘沖合から神田岬北西方沖に至る長さ約53kmの北部区間、そして山陽小野田市埴生付近から山陽小野田市竜王山に至る長さ約18kmもしくはそれ以上の南部区間が追加され、菊川断層帯としては、長さ約114kmもしくはそれ以上の断層帯と評価された。

本断層帯の各区間はそれぞれ別々に活動すると推定されるが、複数区間が同時に活動する可能性も否定されておらず、その場合はマグニチュード7.8～8.2程度もしくはそれ以上の地震が想定され、各区間がそれぞれに活動した場合は、マグニチュード6.9～7.7、震度に関しては、震度5弱～7が想定される。

なお、中部区間については、今後30年以内に地震が発生する確率が0.1～4%と評価され、我が国の主な活断層の中では、発生確率の高いグループに位置付けられたが、北部、南部区間については、発生確率は不明となっている。

菊川断層帯以外で、当市に大きく影響を及ぼす恐れのある活断層としては、周防灘断層帯及び小倉東断層を考えられるが、特に小倉東断層については、小倉北区から海域を含めた北方に位置する当市の南部まで延長される可能性についても表記されており、今後の評価に注意する必要がある。

その他地震災害に関しては、地震動による家屋損壊や火災等の発生に加えて、揺れに伴う急傾斜危険箇所等での斜面崩壊や地滑り等の危険についても考慮する必要がある。

⑥感染症による被害

新型インフルエンザ等は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型インフルエンザ等は、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市において多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるとともに

に地域経済への影響も避けられない。

(2) 下関商工会議所地区内及び下関市商工会地区内の商工業者の状況（平成26年経済センサス基礎調査）

①下関商工会議所地区内

商工業者数	小規模事業者数
7,743	5,770

産業大分類	事業者数	※小規模事業者数	備考（立地条件等）
卸売業・小売業	3,045	1,751	市内広域に分散
宿泊業・飲食サービス業	1,139	610	市内広域に分散
建設業	806	762	市内広域に分散
製造業	600	467	長府・彦島に多い
生活関連サービス業・娯楽業	957	797	市内広域に分散
その他	1,196	1,383	市内広域に分散

②下関市商工会地区内

商工業者数	小規模事業者数
1,581	1,321

産業大分類	事業者数	※小規模事業者数	備考（立地条件等）
卸売業・小売業	508	435	中心市街地に集中
宿泊業・飲食サービス業	417	351	主要国道に分散
建設業	230	212	広域に分散
製造業	157	121	工業団地等に集中
生活関連サービス業・娯楽業	179	137	広域に分散
その他	90	65	広域に分散

※卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業は、従業員1~4人
建設業、製造業は、従業員1~19人

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

①下関市地域防災計画の策定

災害対策基本法第42条の規定に基づき、下関市防災会議が作成。

この計画は、国の防災基本計画に基づき、指定行政機関及び指定公共機関の防災業務計画、山口県の山口県地域防災計画の内容と抵触しない範囲で、当市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害の予防・災害応急対策及び災害復旧対策について必要な事項を定めている。

また、同条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

②下関市業務継続計画の策定

この計画は、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時においても、適切な業務執行を行うことを目的としたものである。

③ハザードマップの作成及び配布

洪水、土砂災害、高潮、津波、内水のハザードマップを作成し、関係する市民への配布及び市ウェブサイトへ掲載等により防災意識の啓発に努めている。

④下関市防災メール配信サービスの提供

登録制によるメール配信により、気象情報、地震情報、避難情報などの防災情報を提供している。

⑤3市合同防災図上訓練

大規模な被害をもたらす自然災害を模擬することにより、災害対応における意思決定機能の強化、的確な情報収集及び伝達による災害対策本部対処能力の向上及び国・県等の関係機関との連携強化を図るものである。

併せて、下関市・長門市・美祢市による合同訓練を通じて、災害時相互応援協定に基づく隣接する3市相互間の災害時における応援協力体制を推進する。

⑥防災備品の備蓄

災害が発生した場合、民間企業等に対し、直ちに供給要請を行うことができるよう応援協定を締結。食料の確保、飲料水の供給、生活必需品等の確保に努めている。

⑦下関市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

本行動計画は、平成25年6月に策定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画を受けて同年11月に策定された山口県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき策定した。新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、発生した場合に全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、新型インフルエンザ等対策特別措置法、感染症法、予防接種法その他の関係法令に基づき、その発生の予防やまん延防止を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第2項に規定される事項を定めるものである。

2) 商工会及び商工会議所の取組

〈小規模事業者への取組〉

①B C Pに関する国の施策の周知及び計画策定支援

②被害のあった小規模事業者への資金繰り等の相談対応

③被害状況の把握及び行政への報告による支援の対応

山口県や当市から依頼があった場合に以下の方法にて情報収集し報告

【方法】被害のあった地域への巡回による聞き取り確認

被害のあった地域の事業所、商店街等へ電話にて確認

事業者から窓口・巡回相談時に報告された情報

〈商工会及び商工会議所職員への取組〉

①職員緊急連絡簿の整備及び配布

②消火器の設置・消火訓練

③救急医療品の常設・防災備品の備蓄

④災害時対応マニュアルまたはB C Pの策定

⑤事業継続力強化支援の基礎知識の習得

法定経営指導員を対象に実施

II課題

事業継続力強化支援事業は、商工会及び商工会議所が行う経営改善普及事業の一環として、小規模事業者の経営基盤強化のために新たに位置づけられたものである。

小規模事業者支援機関として、地域経済の下支えとなる事業者の持続的な事業活動を支援するため、小規模事業者の経営資源の管理やリスクマネジメントの普及・啓発に取り組んでいかなければならない。

(1) 小規模事業者への支援に対する課題

①小規模事業者はBCP策定に対する意識が低く、数ある経営課題の中で優先順位が高くない。

経営課題の優先順位は、当所が行った経営課題に関するアンケート調査（令和元年7月～12月調査）で、BCPの作成状況に関して「作成済み」と回答した事業所は15.9%、「作成を検討している」と回答した事業所は27.5%、「よく知らない」と回答した事業所は26.5%、「作成していない」と回答した事業所が29.0%となっている。

②事業継続力強化計画申請実績が少ない。

山口県の事業継続力強化計画認定数は213件（令和2年10月末日時点）となっているが、当所及び当会の支援実績は2件と少ない。

③小規模事業者の経営資源の把握が出来ていない。

小規模事業者自身が自然災害のリスクを認識しておらず、事業継続に必要な経営資源（ヒト、建物、設備、ライフライン、システム、サプライヤー）の整理が出来ていない。

(2) 商工会及び商工会議所としての課題

①被害情報を収集するスキームが整備されていない。

市内各地区の被害情報の把握を収集する情報収集のスキームが整備されていない。

②BCPに係る関係機関との連携体制が未整備である。

山口県と包括協定を締結している損害保険会社等との災害対策の普及促進のための研修会の開催を近年行ってない。また小規模事業者への災害及び感染症等リスクの意識づけが出来ていない。

III目標（商工会及び商工会議所の行動指針）

地区内小規模事業者に対し災害リスク及び感染症等リスクを認識させ、BCPやリスクファイナンス等事前対策の必要性について啓蒙する。

発災後、速やかな復興支援が行えるよう組織体制を整備し、関係機関との連携体制、緊急時の被害情報を把握するスキームを構築する。

また、感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(1) 小規模事業者の持続的な経営基盤を強化するためのBCP対策の普及・啓発の強化

地区内小規模事業者に対し、災害及び感染症が経営に与えるリスクを認識していただき、防災・減災及び感染症拡大防止の事前対策として実効性のあるBCP作成支援を行う。

①窓口・巡回相談時における周知（窓口・巡回件数1,000件/年）

②会報及びホームページ等を活用した周知

③BCP対策セミナーの開催（2回/年）

④BCP作成支援（10件/年）

⑤事業継続力強化計画作成支援（4件/年）

(2) 被害情報を把握できる報告スキームの構築

①地区内小規模事業者との情報収集スキームの整備、構築

②地区内における被害情報の山口県への報告内容等の整備

(3) B C P に係る関係機関との連携体制の構築
金融機関、損害保険会社、専門家等との連携及び調整

(4) 事業継続力強化支援計画の見直し

当所及び当会と当市において、定期的（年1回程度）に協議を行い、P D C Aによる見直しを行い、変更事項については山口県へ報告する。また新型インフルエンザ等感染症リスクへの対応についても今後検討していく。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間
(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）
(2) 事業継続力強化支援事業の内容
当所及び当会と当市は、防災・減災及び感染症拡大防止策に取り組み、経営基盤の強化を図ろうとする小規模事業者を支援するため、以下のとおり役割分担を定め、互いに連携し、災害時の迅速な対応手順の整備ができるよう努め、次の事業を実施する。
<1. 事前の対策>
1) 小規模事業者に対する災害・感染症リスクの周知
①当所及び当会は、窓口・巡回相談時に、本市のハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害リスク・感染症リスク等について説明を行い、BCP作成の必要性について説明する。また、会報や市報、当所及び当会のホームページ、メールマガジンにおいて国の施策紹介や損害保険会社の商品等の紹介を行う。
②当所及び当会は、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する対策セミナーを開催、BCPに関心の高い小規模事業者の掘り起こしを行いBCP（即時に取組可能な簡易的なもの）と事業継続力強化計画の策定について支援を行う。なお、当市も必要に応じて協力するものとする。
③当所及び当会は、発災後の各事業者の被害報告が円滑に収集できるよう、当所及び当会への被害報告の連絡方法について周知する。
④当所及び当会は、新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
⑤当所及び当会は、新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための施策情報等を提供し、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
2) 当所及び当会の事業継続計画
①当所は、令和元年事業継続計画を作成（別添 下関商工会議所災害時対応マニュアル）
②当会は、令和2年7月にBCP計画を策定（別添 下関市商工会BCP）
3) BCPに係る関係機関との連携体制の構築
当所及び当会は、小規模事業者への支援において連携している金融機関、損害保険会社、専門家等と協力して、BCPに関する情報発信やリスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介・保険加入促進を適宜行う。
4) フォローアップ
当所及び当会は、対策セミナー終了後に、受講した小規模事業者の取組状況を確認する。
5) 当該計画に係る訓練の実施
当所及び当会と当市は、自然災害等が発生したと仮定し、3者間で被害情報収集の流れの確認を行う。

<2. 発災後の対策>

災害発災時には、人命救助を最優先として、その後に次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

①応急対策の定義

応急対策とは、各団体がそれぞれのBCPで定める「安否確認」、「時間外・休日の職員の参集」に加え、参集した後に実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことをいい、中でも、本計画の中で当所及び当会が連携して行う応急対策は次の業務とする。

■当所及び当会で連携して実施する応急対策（非常時優先業務）

- 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務
- 2) 被害調査・経営課題の把握業務
- 3) 復興支援策を活用するための支援業務

また、応急対策を開始するためには、参集できる職員の確保をはじめ、事務所や電力等の確保が前提となり、当所と当会の一方がこれらを確保できない状況に陥ることも想定し、まずは、応急対策実施の可否を確認するための仕組みを当所及び当会で整備する。

②役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

当所及び当会と当市3者それぞれのBCPに従い安否確認を行う。

安否確認の際、(1)本人・家族の被災状況、(2)近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、(3)出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。

③安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

- ・自然災害等発災後速やかに、3者間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有することとし、連絡窓口については次のとおり、連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話とする。また、当所及び当会と当市で共有した情報については、メール又はファックスにより当所及び当会から県へ報告する。
- ・新型感染症の拡大の兆候が認識されたら、地区の状況を把握するよう努め、大まかな感染拡大の状況について3者間で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、同法第34条による市感染症対策本部設置に基づき当所及び当会は、小規模事業者に対して感染症対策に関する情報提供を行う。

■安否確認等結果の連絡窓口

団体名	安否確認結果の連絡窓口		報告する団体等
	第1順位	第2順位	
下関市産業振興部 産業振興課	課長	課長補佐	
下関商工会議所	事務局長	総務部長	
下関市商工会	事務局長	事業統括・総務統括	山口県経営金融課

2) 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点において、その被害規模に応じて3者で実施する応急対策の方針を決定する。

方針決定は、3者間で協議し決定することとし、想定する応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

○被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ○地区内の10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内の1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ○地区内の1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、被害が発生している。 ○地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

○被害情報等の共有間隔

期間	情報共有する間隔
被災後～1週間以内	1日に4回（9時、11時、14時、16時）共有する
2週間以内	1日に2回（9時、14時）共有する
1月以内	1日に1回（9時）共有する
1カ月超	2日に1回共有する

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

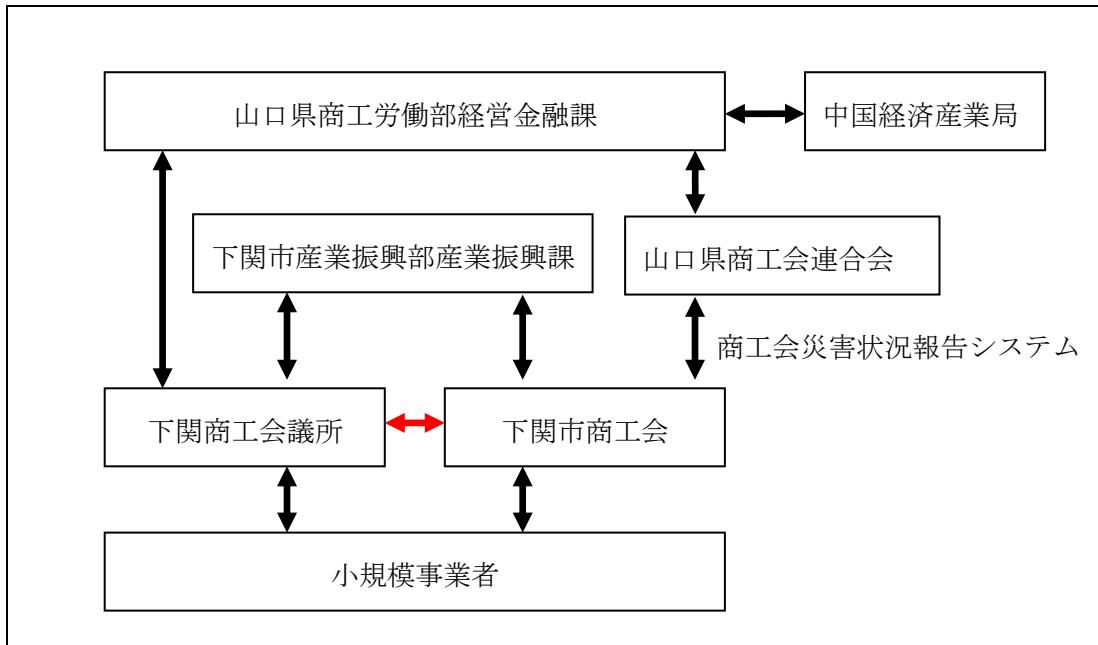
発災時に地区内小規模事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報の県等への報告方法について、あらかじめ確認しておく。

感染症流行の場合、国と県からの情報や方針に基づき、当所及び当会と当市が共有した情報をメール又はファックスにて当所及び当会が山口県へ報告する。

1) 指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の中規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は次のとおりである。

■指揮命令・連絡体制図



2) 共有した情報の県等への報告方法

当所及び当会と当市の3者間で共有した情報については、メール又はファックスにより当所及び当会から県へ報告するものとする。

<4. 応急時の地区内小規模事業者に対する支援>

相談窓口の開設について、当所及び当会と当市で相談を行う。なお、当所及び当会は国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を開設する。また、国・県・市の実施する緊急支援制度の情報収集を行い、地区内小規模事業者への周知を図る。

感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

当所及び当会と当市の方針に従って、復興復旧支援の方針を定め、被災小規模事業者に対し支援を行う。また、大規模な被害においては当所及び当会職員だけでは対応が困難と判断した場合は、山口県商工会議所連合会、山口県商工会連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会に相談し対応にあたる。

(別表2)

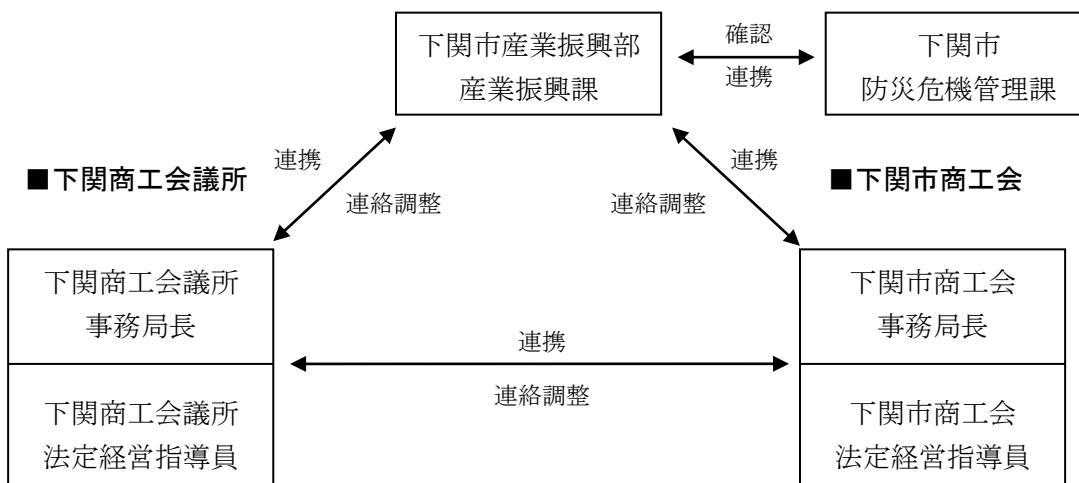
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年1月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)

■下関市



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

(下関商工会議所)

経営指導員 田中直子・金子友美・森本千春

(下関市商工会)

経営指導員 寒川博史・松岡孔明・岡田昌之

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直しフォローアップ

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

下関商工会議所 中小企業相談所

〒750-8513 下関市南部町21番19号

TEL: 083-222-3333 FAX: 083-222-4094

E-mail: webmaster@shimonoseki.cci.or.jp

下関市商工会 本所

〒759-6311 下関市豊浦町大字吉永 1861 番地 1

TEL : 083-772-0625 FAX : 083-772-2361

E-mail : shimonoseki@yamaguchi-shokokai.or.jp

②関係市町村

下関市

産業振興部産業振興課

〒750-0006 下関市南部町 21 番 19 号

TEL : 083-231-1265 FAX : 083-235-0910

E-mail : sangy_ch@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
セミナー開催費	100	100	100	100	100
専門家派遣費	100	100	100	100	100
防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

山口県補助金、会費収入、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項